

あまりにも多い教職員自殺の不都合な真実⑤**～ 校長を窮地に追い込んだ主任制粉碎闘争 ～**

前号に続いて今回も 3 人の校長(桜丘小・北方小・宮内小)が自殺した昭和 56 年頃の教育現場の背景や要因についてお伝えします。

5 月 19 日、高橋令之県教育長は、相次ぐ校長自殺問題について、県議会文教委員会で「その背景と対応をめぐって」と題した次のような報告を行いました。

宮内小について「部落差別の問題ではないが他民族を軽蔑した児童の発言の指導をめぐって在日朝鮮人、在日韓国人の問題であるが、校内の同和教育委員会、職員会議等で問題発生から1ヶ月間にわたって話し合いが続けられ、指導の取り組みがなされてきた」。

桜丘小校長については「学校における校長への協力態勢が弱く、深い孤独感に陥ったことが推察される」

北方小、宮内小両校長については「職場における人間関係上の問題について、それぞれ教職員の協力態勢が弱く、時には不協和音が出てくる状態で、孤独に立たされていたと考えられる」

しかし教育長はなぜかその後報告内容が不十分だったとして、次のような補充した文書を県内の各学校長に配布しました。

「県教育委員会として事態を深刻に受けとめ、深く反省している」。「宮内小学校における児童の発言問題は部落差別にかかわる発言ではない。また学校の同和教育について部落解放同盟からの介入があったかのごとく伝えられているが、そのような事実はなかった」。「『赤旗』の宣伝でいわれているような『部落解放同盟の介入』はなかった」

わざわざ「発言問題は部落差別にかかわる発言ではない」「部落解放同盟の介入は

なかった」と補充文書を出すというのも不自然です。同和利権の真相①は「児童の1人が『長吏』という江戸時代の賤民身分の職業を表す言葉を使ったことが校内で問題になった」と指摘しています。しかし県教委は公報誌「教育のひろば」でもこの部落差別に関わる『長吏』発言を、差別発言ではなく「あだ名の問題として整理されている」とあだ名の問題にしたのです。

県教委は校長自殺問題の報告で「校長への協力態勢が弱い」「不協和音が出ていた」ことを上げています。「協力態勢が弱い」とはどういうことか、どのようなことを「不協和音」というのでしょうか。

調べてみると次のような問題が浮かび上がりました。主任制度反対闘争です。

昭和51年3月1日から主任制度が施行されることになりましたが、このことをめぐりこの後広島県で大混乱が起きます。広教組と高教組でつくる広教協に加えて解放同盟も介入して反対し、激しい闘争が行われていくのです。主任制度反対闘争はずっと行われ、文部省から是正指導を受けるまで主任制度は実働することはありませんでした。

その中で特に反対闘争が激しく行われたのは昭和51年から昭和60年までの間です。

解放同盟は、主任制度について「同和教育を阻害する」と同和絡みの理由で反対し、県や市町村教育委員会に対して阻止闘争を行い、「主任制が同和教育を阻害する場合は実施しない」旨の念書を87市町村教委の内、51市町村教委に提出させ、実施を困難にします。

広同教(広島県同和教育研究協議会)も2月11日、「主任制は同和教育を破壊し、民主教育の達成を阻害するものであり、部落解放運動の前進を阻む、許すことのできない重大な問題」という「広同教見解」を公表し、県教委に主任制度化を断念するよう要求します。こちらも同和がらみにしての反対です。

広教協(広教組と高教組で組織した協議会)は、「主任制度は教育現場に無用の混乱を持ち込み、民主教育上なじまない」「教職員集団を分裂支配する」などを理由にして反対闘争を指示します。

学校現場では広教協の「主任制粉碎闘争」に呼応して組合教師が闘争を激しく行います。主任制阻止の違法ストライキを実施し、校長に対して、「主任制度は学校現場にはそぐわない」「主任は任命しない」旨の確認書を書くよう激しく迫るのです。

主任が導入される余地がない校務分掌の組織に作り替え、校長が主任を任命しようにも実働できないようにします。任命された主任は関連のない係にして主任制度を形骸化し、主任手当処理係として手当を組合へ抛出するという闘争を行います。

職員会議を最高議決機関と位置づけ、校務分掌の組織や主任の任命は職員会議の議決を経なければできないようにします。議長団は組合役員で強化し、管理職は職員会議の一構成員として参加させられました。

万一主任が任命されても教育委員会へ報告させない「実績報告阻止闘争」や「主任手当を抛出しない者は任命しない」「非組合員は除く」といった内容の「協定書」も校長からとりました。これが毎年、「職場の民主化」という名で徹底して行われたのです。どれも学校運営に責任を有する校長の権限を制約するもので違法です。

校長に「主任を任命させない」「任命強行に抗議」する具体的な闘いとして、「校長を生徒の前に出させない」「職員朝会や職員会に管理職を出させない」「校長に口をきかない」などを行ったりしました。「主任の命免はしない」という確認書を組合に書かない校長に対しては、職員全体との交渉を要求し、拒否した校長には「全員が校長室になだれ込み」、要求を聞くまで「座り込み」が続けられたりしました。

小・中学校でも高校でも主任制粉碎闘争が校長に対して激しく行われましたが、その時の校長の様子について「広島高教組 40 年誌」に書かれていることを〔 〕で紹介しましょう。

全組合員が一丸となって主任制闘争が行われている学校では、校長は正常な命免ができないため、〔校内放送で命免者を発表したり、職員室・校長室のドアや廊下に命免者の名前を記入した紙を貼り出したり、自宅に電話をする〕など非常に苦労しながら任命しなければなりませんでした。このような学校現場の校長は、理不尽にも教職員から不信の目で見られ、〔一層の孤立感を深め、ノイローゼと称して学校を欠勤する校長も少なからずあった〕のです。教職員らは主任を任命しようとする校長を、〔教育行政の末端に位置づいて県教委に追従する校長〕と見なしました。つまり敵視です。

〔もはや教育を語る資格なしとして、校長と口をきく教職員はなく、教育者として認めない、そして1学期の終業式では生徒の前に校長を登場させない、強引に生徒に話をするとするのであれば全体の終業式を実施せず、各HR(ホームルーム)で担任の指導の下で行う学校が続出した〕のです。7月20日が主任の命免報告をする提出期限でしたが、その前後の学校の苛烈な様子も書かれています。

〔主任が命免された学校では、組合員は夏季休暇中ではあったが、急遽主任に命免された教員を該当の係から外して関連のない係に位置づけ、それを職場会議で承認したのち2学期の職員会議で決定した。職員会議で校長の激しい反対があったが、不信の目で見ている教職員は校長発言を1発言として捉え、管理職を除く全員の賛成で職場会議の承認を可決したのであった〕。

〔顧みるに、7月20日前後における職場闘争は極めて熾烈であった。校長室になだれ込んだ職員を前にして蒼白な顔をした校長は震え声で自己の立場を釈明し、怒りを和らげてくれるよう哀願する姿が多く見られた〕

この後、昭和54年には主任の制度化に歯止めをかける「規定」「協定」「覚え書」を県教委から獲得し、闘争に勝利します。このころの学校現場や校長の状態と、勝利した原因についてはこう記しています。

〔一連の主任制粉碎闘争の高まりによって、校長を除いた校務運営が行われ、管理職の中には神経性胃痛で欠勤する者が現出した〕。

〔(主任闘争勝利の)この原因はどこにあるのだろうか。それは学校現場、すなわち職場段階での粘り強い「職場闘争」が長期間にわたって続けられ、教育行政、権力の末端に位置する校長を教育内容から追及し、戦後教育の進む道と、主任制度が相容れないことで校長を窮地に追い込んだからであった〕。(P296-299)

主任制粉碎闘争は県下の全ての公立小・中・高校で起こされています。「校長と教職員との間の『不協和音』」はなかったどころではなく、「権力の末端に位置する」と、校長は敵視され窮地に追い込まれていたのです。

主任の命免・報告は、法令によって義務づけられており、これに違反すると校長は処分を受けることになります。「主任は任命しない」旨の確認書を書かされた校長が、そ

れでも法に従い任命報告をしようとする「背信行為」「ウソつき」などと教職員あげて厳しく責め立てられるのです。合法的な任命行為を、組合員が校長室になだれ込んで「任免拒否」「実績報告阻止」して報告することをできなくする。こんな無法状態がまかり通る学校におかれた校長の苦悩はいかばかりだったでしょう。

しかし広教組は県教委の「不協和音」報告を県教委の組合攻撃だと主張し、否定します。全県下で主任制反対闘争によって校長を窮地に追い込んでいる中、3校に「不協和音」「対立した事実」はなかったというのは不自然です。

広教組・高教組の両教組と解放同盟の3者で、校長自殺の「不協和音」問題について、6月9日に話合われています。

「日本共産党が校長自殺問題を悪用して差別キャンペーンを続け、それを巧みに県教委が利用して組合攻撃し、県の責任を逃れようとしている」というのが概ね共通する主張です。交わされた意見が解放新聞に書かれています。(昭和56年6月17日付)

この会で高教組は「県教委が校長自殺の要因に校長と教職員との間の『不協和音』を上げているが『不協和音』を引き起こす原因を作っているのは県教委だ。早急に、県教委の反省を明確にさせる取り組みが必要である」「そのためにも、共産党が、県教委の責任をはぐらかせるための差別キャンペーンを続けていることは憤激にたえない」

広教組は「問題の3校は、いずれも広教組の分会活動で校長と対立した事実はなかったことで共通している」「校長は、県教委がいう校長と教職員との間の『不協和音』ではない。むしろ、校長自殺を組合攻撃に使おうとする県教委の手口だと思う」「それだけに、共産党が事実無根のいいがかりをつけて解同攻撃にでているのは、県教委の責任を不在にして校長自殺の真相を隠蔽するものだ」

小森委員長は「校長自殺で最も責任を負わねばならないのは県教委にある」「共産党は(その責任)を解同や解放研ひいては、同和教育運動に求める差別キャンペーンを行った」「県教委が持ちだした次の手が『不協和音』であり、ねらいは両教組がいうとおり、組合攻撃である」。と述べています。

小森委員長は同じ日の9日、県教育長に校長自殺問題について、次のような申し入れを行います。校長自殺にかかわる「教育行政の反省」を明確にすることと、日共差別

キャンペーンを許しているのは校長自殺の真相が解明されていないからだ」。

この後県教委は23日、学校の実態に即応した行政指導が不十分であったと「反省」を記者会見で行います。会見では、管理職の指導性と教師の協力体制の弱さやそれに対する教育委員会の指導が不十分であったと反省し、行政責任を認めます。そして宮内小学校問題について、部落差別発言はなかったと、あらためて否定しました。

一方、日本共産党広島県委員会は学校現場の実態を聞き取ろうと、県下の校長にアンケートを送付します。しかしそれに対しても解放同盟からの妨害が行われます。これも中野氏の文章で紹介します。

「日本共産党広島県委員会が行ったアンケート活動に対する「解同」小森派一派の慌てぶりと妨害です。あいつく校長の自殺問題を重視した共産党広島県委員会は、公党として校長の悩みや要求を率直に聞き、今後の教育行政改革の資とするため全県の小・中・高校長及び今年退職された校長合わせて約1100名に、要旨次のようなアンケートを5月中旬に私宅宛に発送しました。このアンケート送付直後、5月12日には各学校気付で校長に「宮内小学校長の死を利用した差別キャンペーンに対し毅然たる態度を取られたし、部落解放同盟広島県連合会委員長小森龍邦」などという電報が打たれ「解同」幹部から校長会や各学校長に抗議内容まで示して、共産党に抗議しろと強要し、さらに抗議文の写しの提出まで求めるという執拗な妨害を行いました。」(たかかってP74)

妨害にも屈せずアンケートに答えた校長もいました。「現在最も悩んでいる問題」が何であるか、記述されたものの一部を紹介します。

●校長敵論がある(福山) ●多数決、管理責任者憎悪が元凶 ●過激派教師の学校解体主義、目に余る行動が問題(広島) ●過激派教師を「解同」がバックアップしている。この一連の動きが教育を混乱に陥れている(福山) ●運動を現場に持ち込まないで欲しい(尾道) ●「解同」が点検学習と称して糾弾し、深夜に及ぶ個人総括を強制する(尾道) ●直接「解同」が学校に入ってくるのをやめさせて欲しい(尾道) ●解放研および「解同」の学校教育への介入が問題(広島) ●学校に運動を持ち込まれるの

が困る、それは踏み絵として作用するから(広島) ●「解同」の運動を学校に持ち込まないこと(広島) ●運動団体が組織的に学校に働きかけてくる場合は悩むことが多い。ワッペンや腕章の着用など(狭山関係)頭が痛い ●校長仲間が死にました。真の事情は不明といえば不明です。しかし、校長の中の相当数の者が殺されたという感じを持っているというのが事実に近いのではないのでしょうか。 ●県、地教委は「解同」に屈している(尾道) ●どたん場になると県は外部勢力に押し切られ妥協している。このことがどれだけ校長の自信を失わせていることか(海田) ●行政が「解同」とゆ着し、現場校長を鼻先であしらう下劣さでは、教育の正常化は望めない(三次)(同和黒書 2より引用)。

同和問題や県・地教委の対応に、校長らの不満が鬱積^{うっせき}している様子がよく分かります。

一方で解放同盟からの圧力に屈した多くの校長らから共産党に対して抗議文も出されました。その抗議文を出した21地区の小・中校長会と多くの学校長名が解放新聞に数度にわたって掲載されました(6月3日・17日・7月8日・15日、8月5日号)。抗議文を出すことが解同に服従しているという「踏み絵」とされたのです。

宮内小校長の自殺にショックを受けた町民らが行った真相究明を求める署名を県教委が解放同盟に渡していたということ、同和利権の真相①がエピローグとして取り上げたことを前回紹介しましたが、それを裏付ける文章を中野氏が書き記しているのでこれも紹介します。

「真相究明を求める宮内小学校 PTA 父母有志の会は、署名活動を開始しました。この署名は、1 か月余りで 3000 を超える数に達し、これを県教委へ提出しました。ところがこの署名簿が、そっくりそのまま解同の手に渡っていたのです。まもなく署名した人の所へ解同県連名で脅迫文が届きました。署名に、番地の一部を書き間違えた人の所へは、書き間違えた通り、変名を使ったらその変名通り、さらには同一家族が別々の用紙に署名したら、1軒の家に 3 通も脅迫文が届きました。この事実を突きつけられた県教委は、無言の抵抗をして解同との癒着を見せつけました」。(たたかって P81)

解放同盟は、日本共産党を激しく攻撃します。同党に対して「常識外れの非人道的な暴挙」「(学校関係者の自殺事件を)党利党略のために利用しようとする」「事実無根の差別キャンペーンを展開」などを行っているとは非難し、機関紙「赤旗」を「ウソ旗」と厳しく批判します。その理由に、赤旗記事の「部落解放同盟の同和教育に対するとりくみの行過ぎが、さきの事件を苦にして校長が自殺したのではないかと差別感情をあおっている」などとあげています。(解放新聞5月20日号)

解放同盟はその機関紙「解放新聞」で、校長自殺問題とのからみ、介入を繰り返し否定します。宮内小学校の問題は「民族差別発言の内容で部落差別の問題はなかった」「宮内小学校のある廿日市町には部落解放同盟の組織はない」という旨の理由で、同和教育や部落解放同盟の問題にするのはいいがかりであると書いています。地域に解放同盟の支部がないから、民族差別発言だから解放同盟は糾弾をしない、だから解放同盟との絡みはない、と言いたいのでしょうか。本当でしょうか？

解放同盟はわずか3ヶ月前の解放新聞に何と書いていたか。「一切の差別は許さない、一切の差別表現にも抗議する」と書いているのです。不都合な記事を解同自身が書いています。

「われわれは、部落差別に対して闘うと同時に、あわせて、女性に対する差別、身障者に対する差別、他民族に対する一切の差別を許さない。部落に対する差別表現は勿論のことだが、これら一切の差別表現にも抗議する。日本共産党が、いくら、われわれにケチをつけようとも、断じて鉾をおさめるものではない」(解放新聞 2月4日)

部落差別ではないものを糾弾した事例はすぐに挙げることができます。例えば、吉岡県教育長の「男子の本懐」発言を女性差別事件として糾弾した事件です。これは部落差別とは全く関係ありませんが、解放同盟は厳しい追及をして総括書まで書かせています。

こうして真相解明の名のもとに、団体間の非難の応酬に校長自殺は使われたのです。(→次回へ続く)